

平成 21 年 5 月 29 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）

研究期間：2007～2008

課題番号：19830001

研究課題名（和文） 終末期医療と刑法

研究課題名（英文） Terminal Care and Criminal Law

研究代表者

佐藤 陽子（YOKO SATO）

札幌学院大学・法学部・講師

研究者番号：90451393

研究成果の概要：本研究は、終末期患者の安楽死を正当化する可能性を模索したものである。とりわけ、安楽死を望む患者の同意は真意であり、そうでない場合の同意には瑕疵がある（ゆえに安楽死は正当化される）という有力な学説に取り組んだ。このことが証明できれば、安楽死の正当化は容易に導かれることになる。しかし結論として、そのような区別には根拠がないことが明らかになった。更に、このことによって安楽死正当化のためには更なる道筋を模索しなければならなくなったのだが、それについては国民の「死生観」にも由来する刑事政策が重要な役割を果たしうることを明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	620,000	0	620,000
2008 年度	390,000	117,000	507,000
総計	1010,000	117,000	1127,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事法・臨床心理学

1. 研究開始当初の背景

（1）現在、世界各国で安楽死は様々な取り扱いがなされている。日本でも遅ればせながら、2007年4月に厚労省による安楽死に関する指針が発表された。しかし、それはなお十分な議論と根拠に基づくものではなかったように思われる。医学の発達により、長く命をつなぎとめておくことができるようになり、その反作用として「人間らしく生きる」とは何かが問われることになったいま、安楽死許容の最も大きな壁である刑法学の立場から安楽死についてあらためて論じなければならないと考えた。

（2）また、申請者は、「被害者の承諾」についての研究を過去から現在にかけて行っている。「被害者の承諾」は安楽死と深くか

かわった分野であり、申請者のこれまでの研究の発展として、安楽死の正当化を導くことができないかと考えた。

（3）中でも、「通常の自殺志願者の死を望む意思には瑕疵があるが、安楽死を望む患者の意思は真意である。それゆえ、両者を区別して取り扱うことができ、安楽死は正当化できる」と解する説を必ず検討しなければならないと考えた。なぜなら、この命題が真だとすれば、他のどの説よりも容易く、説得力のある形で安楽死の正当化を導けるのであり、逆にこれが偽だと判明したら、他の理論を検討する価値（意義）がより高まると考えたからである。

2. 研究の目的

本研究は、安楽死正当化の可能性を刑法学的な立場から模索する目的で行った。とりわけ、終末期にある患者のみを対象として、安楽死を理論的にどう許容するのかを第1の検討課題としていた。

また、そのような理論に基づき、安楽死正当化の要件を導くことも、目標としていた。

3. 研究の方法

(1) 各国との対比

安楽死は世界各国共通の問題である。とりわけ先進国であればあるほど、医学的な技術は高くなり、安楽死は急務の問題としてあらわれてくる。そのため、先進各国の安楽死の取扱いについて検討し、そのような取り扱いが導かれた理論についても検討を行った。

対象国は、安楽死が広く認められているオランダ、日本と刑法学的な基盤が共通しており、刑法的（解釈論的）に最も参考となるドイツである。

主に文献による研究をおこなった。ドイツにおいては、現地の図書館に行き、多数の文献にあたった。

(2) 精神医学的な研究

精神医学的に、安楽死を望む患者と、ただの自殺志願者の死を望む意思には差異があるかを検討した。本研究の最も力を入れた点がここである。

当初は、臨床心理学の分野で行っていたが、中途から精神医学の方が、より適切であると判明し、研究分野を切り替えた経緯もある。

主に文献による研究を行ったが、専門的な知識のある学者に数々の助言をいただいた。

(3) 刑法解釈学的な研究

(2)の方法以外にも、安楽死を正当化する理論的可能性があるか否かを検討した。

主に文献による研究を行った。

4. 研究成果

(1) 各国との対比

オランダでは、安楽死は消極的なもの、積極的なもの、どちらも許容され、さらに対象は終末期の患者に限らないことが特徴的であった。オランダの自由主義的・個人主義的な国民性・政策の反映と思われる。

それに対して、ドイツの立場は、学説的には消極的安楽死を認め、積極的安楽死は認めないというものが多かった。政府の立場としても同様である。このような立場は、日本でも受け入れやすく、また実際に日本の学説で好まれる区別である。しかし、理論的な理由付けは十分ではなく、なお議論の余地があった。

今後は、なぜ両国がそのような態度を取る

にいたったか、歴史的な経緯、国民の「死生観」等を基礎におき、更なる検討が必要となるだろう。

(2) 精神医学的な研究

① リンゲルの著書

単なる自殺者と安楽死を望む者の同意は質が違うという見解は、医師であるリンゲルによって発表された論文に基づき、刑法学者のプリンゲバードを経て、同じく刑法学者のヤコブスなどによって主張された見解であった。

しかし、学説の原点であるリンゲルの著書には、確かに自殺を望む者は、「自殺前症候群」という精神的な疾患を患っているとの記述はあるものの、この結論に至った症例に、安楽死に分類される事例があることが判明した。また、リンゲルの著書は、現在の精神医学会には全く影響を与えていない類の著書であることが明らかになった。

② 現在の精神医学的な分析

自殺を望む者は鬱状態にある。このことは一般的に認められていた。しかし、その症例の中に、やはり安楽死に分類される終末期の患者も含まれていた。

また、「鬱」を、刑法上、同意の真意性を排除する精神疾患とまで見るかは、なお検討の余地がある。

以上のことから、安楽死を正当化するための道筋として、最も容易な道筋には説得力がないことが明らかになり、安楽死の正当化のためには、更なる道筋の検討が必要であることが明らかになった。

(3) 刑法解釈学的な研究

刑法解釈学的には、安楽死を正当化するために、なお十分ではないが、複数の学説が存在している。

(3)の検討のためには、なぜ同意殺人が可罰的かという疑問が重要になってくるのだが、とりわけ説得力があるように見えたのは、刑事政策を根拠とする説である。つまり、「殺人をタブー化する」という社会の利益が同意殺人を可罰的とするのであり、それは、お互いを人として尊重しあう社会のために必要な政策的判断である。しかし、このようなタブー化は、それが逆に個人の尊厳に貢献すると思われる場合には、解除されることになる（たとえば死刑もその一例であろう）。そして、それこそが安楽死の正当化を導く可能性を有している。

国民の「死生観」、国家の「互いを尊重しあう秩序を守る」利益（であり義務）との関係で、殺人の禁止命令は解除されるのであり、安楽死はその例でありうる。

上記のことが説得力ある形で証明されれば、刑事政策的側面から、安楽死の要件を導

くことになるのだが、これに関しては更なる検討を必要とする。

刑事政策は時の為政者の思惟に基づくものではなく、根拠のあるものである。上記のように、国民の「死生観」や、国際社会の潮流などを慎重に検討して初めて導かれるものである。

今後の研究課題としては、国民の「死生観」、国民と国家との関係といったものを基礎に置きながら、世界各国（とりわけ先進諸国）の安楽死政策を改めて眺め、日本の安楽死の要件を導くことが必要となる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

①佐藤陽子、被害者の承諾（九）—各論的考察による再構成—、北大法学論集、60 巻 2 号、未定、2009 年、査読無し（初校済）。

②佐藤陽子、被害者の承諾（八）—各論的考察による再構成—、北大法学論集、59 巻 6 号、137 頁～167 頁、2009 年、査読無し、<http://hdl.handle.net/2115/38364>。

③佐藤陽子、被害者の承諾（七）—各論的考察による再構成—、北大法学論集、59 巻 5 号、105 頁～152 頁、2009 年、査読無し、<http://hdl.handle.net/2115/35640>。

〔学会発表〕（計 1 件）

①佐藤陽子、終末期医療と刑法—消極的安楽死（治療の中止）・直接的安楽死を中心に—、札幌学院大学法学会、2008 年 6 月 19 日、札幌学院大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 陽子 (YOKO SATO)
札幌学院大学・法学部・講師
研究者番号：90451393

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者